○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月六日

農林水産大臣　簗　和生

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市川根町笹間上字不動沢五七一の八、五七一の一一、五七二の六、五七二の一一、五七二の一二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第千二百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

榆沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県桐生市黒保根町下田沢の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線、八点と九点を平成十五年国土交通省告示第千二百九十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、九点から十二点までを順次結んだ線、十二点と十三点を昭和四十七年建設省告示第千八百八十号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十三点と十四点を昭和四十年建設省告示第二千五百六十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、十四点と十五点を平成十五年国土交通省告示第千二百九十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十五点と十六点を昭和四十年建設省告示第二千五百六十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、十六点と十七点を平成十五年国土交通省告示第千二百九十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十七点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°33′42.2976″	139°14′59.3998″
2	36°33′42.8560″	139°14′57.3519″
3	36°33′42.6295″	139°14′55.8884″
4	36°33′43.2612″	139°14′54.5260″
5	36°33′43.9548″	139°14′53.4433″
6	36°33′45.4849″	139°14′51.6529″
7	36°33′46.0707″	139°14′50.8433″
8	36°33′46.8995″	139°14′50.3563″
9	36°33′47.6097″	139°14′49.5177″
10	36°33′46.4928″	139°14′48.4428″
11	36°33′47.2714″	139°14′46.4826″
12	36°33′48.5936″	139°14′45.0427″
13	36°33′48.7125″	139°14′45.6522″
14	36°33′47.1764″	139°14′48.8520″
15	36°33′43.9962″	139°14′53.4823″
16	36°33′46.0607″	139°14′55.6934″
17	36°33′46.3164″	139°14′55.7868″
18	36°33′46.2912″	139°14′55.8090″
19	36°33′46.2070″	139°14′56.3321″
20	36°33′46.2200″	139°14′56.4439″
21	36°33′46.2335″	139°14′56.6598″
22	36°33′46.1488″	139°14′56.8643″
23	36°33′46.2007″	139°14′57.1778″
24	36°33′45.9413″	139°14′58.4993″
25	36°33′45.4440″	139°14′59.5351″
26	36°33′44.0087″	139°15′00.1224″

○関東地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月六日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十一号　鉾田市子生字薬師前三一七番一から同市子生字薬師後三〇九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月六日

○九州地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月六日

九州地方整備局長　森下　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥栖市酒井西町字溝狭間八八四番二から同市酒井西町字溝狭間八八番一まで	前	四四・六二〜四六・八一メートル
	後	四四・〇九〜四六・五一キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月六日

九州地方整備局長　森下　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号　鳥栖市酒井西町字溝狭間八八四番二から同市酒井西町字溝狭間八九〇番一まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月六日

国会事項

開会式

第二百二十二回国会の開会式は、十月五日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第二百二十二回国会の開会式を行うに当たり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

今日、我が国をめぐる内外の諸情勢は依然として厳しく、早急に対処すべき幾多の重要課題があります。

我々は、この現状を深く認識し、内政、外交の各般にわたり、速やかに適切な施策を講じて、国民生活の安定向上に万全を期するとともに、世界の平和と繁栄の実現に一層貢献していかなければなりません。

ここに、開会式に当たり、我々に課せられた重大な使命に鑑み、日本国憲法の精神を体し、各々最善を尽くしてその任務を遂行し、もって国民の信託に応えようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第二百二十二回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

ここに、国会が、国権の最高機関として、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。